

災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書

(第一面)

住宅金融支援機構 あて

申込人① (氏名)	実印
申込人② (氏名)	実印
申込人③ (氏名)	実印

私（申込人が複数いる場合は申込人全員をいいます。）は、災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資（建設））の借入申込みを行った住宅について、次のとおり工事が完了したことを届け出るとともに、融資予約（当該融資予約が変更されたときは、変更後の融資予約を含みます。以下同じ。）時から、建設計画または敷地に変更がないことおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。

なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資予約を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
	団地名	
【工事請負業者記入欄】 本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。 工事請負業者名（社名）		
印		
※複数の業者と請負契約を締結している場合は、住宅本体の工事を請け負った業者が記名・押印してください。		

<工事完了の報告>

下記の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください（記入の際は記載方法をご参照ください。）。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)
1	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が必要である場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金の融資を受ける場合 整地工事が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証（写）
2	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が不要である場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 * 整地資金の融資を受ける場合 整地工事が完了したことも併せて届け出ます。	工事完了後の次の写真 ・建物全体の外観 ・代表住戸の居住室、炊事室、便所

<技術基準の適合確認表>

下表の1から3までの内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください（記入の際は記載方法をご参照ください。）。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合 (※1)		
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	原則として、各戸に居住室、炊事室および便所を備えていること。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅の床面積	≪併用住宅(※2)である住戸のみ≫ ・当該住戸の住宅部分の床面積が、原則として、当該住戸全体の床面積の1/2以上であること。 ・当該住戸の住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注)当該住戸の住宅部分の床面積が当該住戸全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので、機構支店にお問合せください。 * 併用住宅である住戸がない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	構造	耐火構造(※3)の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。

※3 耐火構造には性能耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2イ(2)に掲げる基準に適合する建築物)で、住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合するものを含みます。性能耐火建築物に該当する場合は、住宅金融支援機構が定める耐久性基準への適合性を確認する必要があるため機構支店にお問合せください。

工事完了後の写真

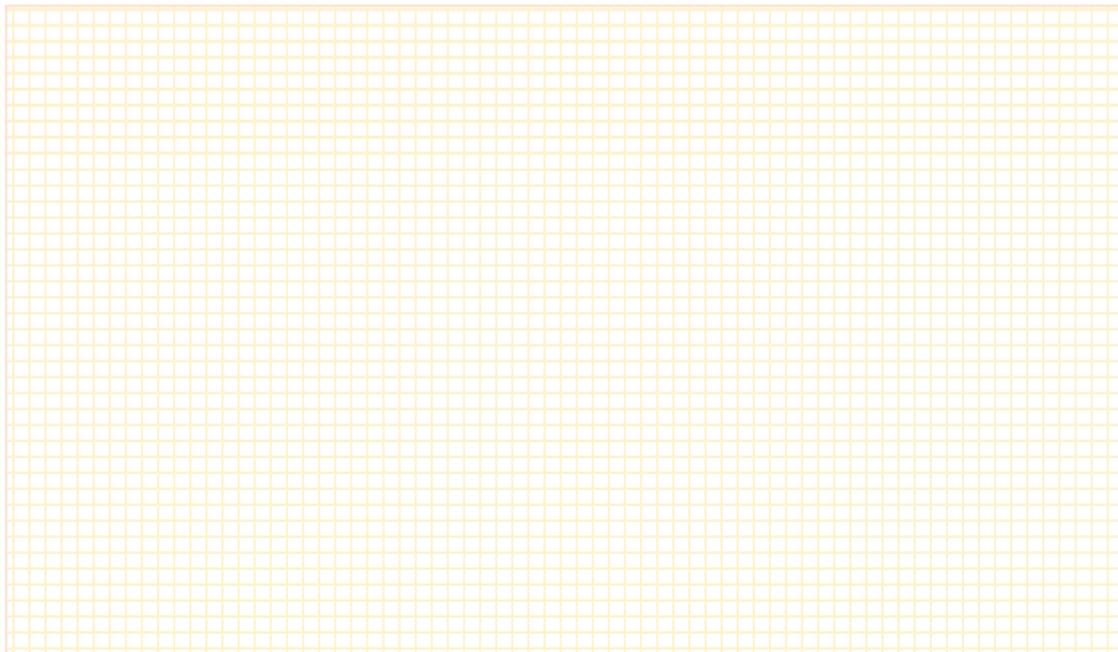
建築基準法に基づく建築確認が不要である場合

借入申込みを行った住宅について、工事完了後の①から④までの写真を貼り付けてください。

①建物全体の外観 ②代表住戸の居住室 ③代表住戸の炊事室 ④代表住戸の便所

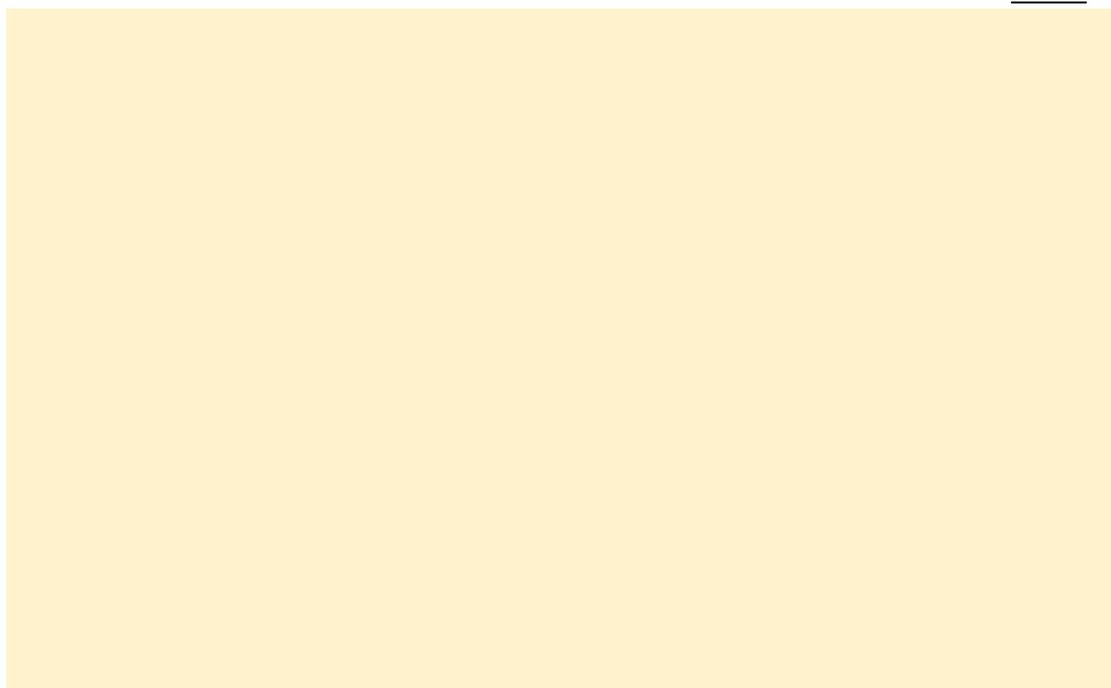
※ ②から④までの写真について、住戸が複数ある場合は、いずれか1戸の住戸について写真を貼り付けてください。

【写真撮影箇所】 (配置図または平面図等を貼付し、写真撮影箇所および写真 No を図示してください。図面が複数になる等貼り付けが困難な場合には、別途写真撮影箇所を明示した図面を添付してください。)



【①建物全体の外観】

(写真 No)



※工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

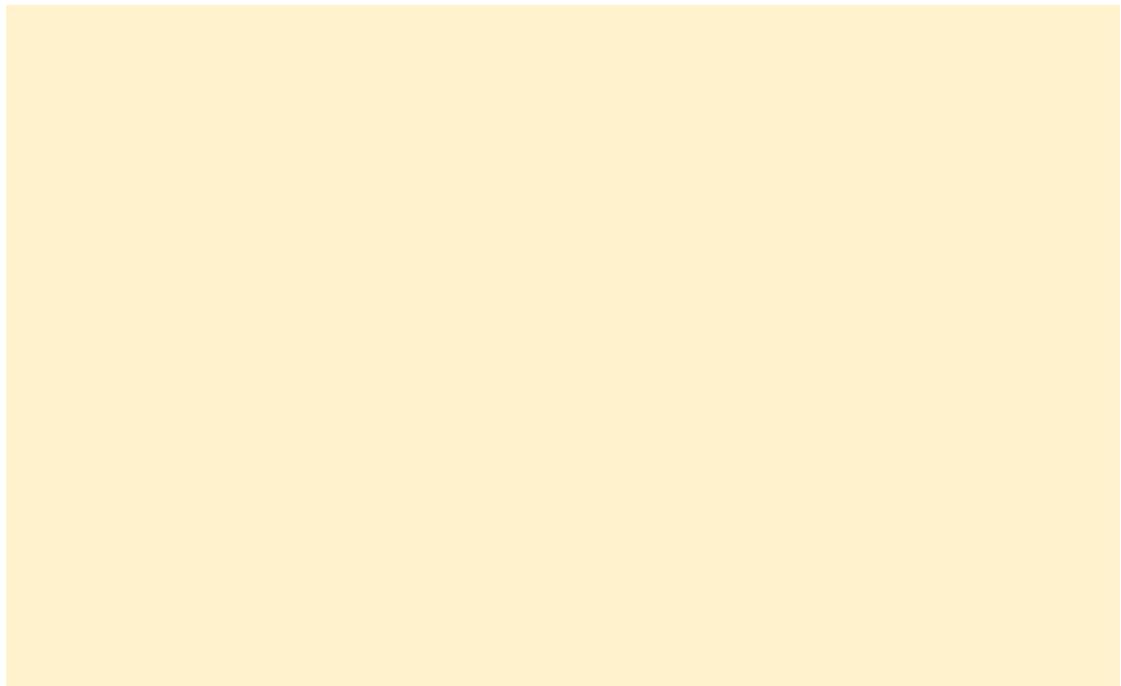
【②代表住戸の居住室】

(写真 No ____)



【③代表住戸の炊事室】

(写真 No ____)



※工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。

【④代表住戸の便所】

(写真 No ____)



※工事が完了していることおよび住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の職員が、後日、現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。